MUFG BK 中国月報



三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2024年2月号(第216号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特集
◆ 中国における合弁企業の合弁期限到来に対する戦略
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
中国デスク パートナー 王欣1
◆ 使用済み電気自動車(EV)からのコバルトのリサイクル
中南財経政法大学 准教授 栗洋 ································7
■ 経済
◆ 2024 年も「安定」重視の経済運営
三菱 UFJ リサーチ &コンサルティング 調査部
研究員 丸山健太 ·······10
■ 人民元レポート
◆ センチメント悪化に対し、当局は対策を強化
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦
■ スペシャリストの目
◆ 税務会計:移転価格の年末調整に係る最新動向と実務
KPMG 中国 華中地区日系企業サービス
税務パートナー 徐潔
◆ 法務:中国会社法の改正による重大な制度変革及び企業の留意点 ~会社法改正の要点解説~
金杜法律事務所(King & Wood Mallesons) パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇
◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ &コンサルティング 国際アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介
■ 主要経済指標
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。



特集

中国における合弁企業の合弁期限到来に対する戦略

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社 中国デスク パートナー 王欣 (Wang Xin)

合弁期限の到来

2020年から現在に至るまで、新型コロナウイルス感染症は世界中に大きな影響を及ぼしており、特にビジネス環境や政治環境において顕著な変化が見られる。この変化の中で、中国に進出している日本企業は、合弁相手である中国企業(特に国有企業)との関係性の再評価が求められている。

本稿では、日本企業が中国への投資を行ってきた歴史と特徴に基づき、中国現地法人の合弁期限が近づいている状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響後における双方の連携方法に焦点を当てる。

日本企業による中国進出の歴史

1978 年、中国にて改革開放政策が開始され、1980 年代以降、数多くの外国企業が中国市場に進出した。日本企業もその中の1つであり、経済、文化、地理的な近さを背景に、中国への投資を積極的に行った。現在に至るまで、日本企業の中国における存在感は大きなものであり、3万社以上の日本企業が中国で現地法人を設立している。

これらの企業は、中国市場の潜在的な成長と拡大するビジネスチャンスに引き寄せられ、多様な産業分野で活動を展開している。この歴史的な背景は、現在の日本企業と中国企業との関係において 重要な基盤を形成している。

中国への日本企業の進出は、大きく分けて3つの主要な経営形態を取ってきた。これらの形態は、「独資企業」と合弁企業である「合資企業」および「合作企業」として知られ、それぞれに特徴がある。独資企業は100%外資による経営で、合資企業は内外資が共に出資し、外資の最低投資比率は25%以上である。合作企業は契約型合弁企業であり、投資比率や利益分配、財産帰属を契約で定める。これら3つの形態は「三資企業」と総称され、独資企業と合資企業が主流である。

1980年代は、日本企業にとって中国市場の探索期であった。当時、主に製造業が、労働コストの低さを利用するために中国での生産を目指し、多くの合弁企業が設立された。この時期、中国側は技術移転と雇用創出の観点から、日本企業の進出を積極的に歓迎していた。

1990年代から2000年代にかけては、中国の急速な経済成長に伴い、日本企業は高付加価値産業へのシフトを図った。特に2000年代には、中国の経済成長、都市化、中間層の拡大により自動車需要が高まったことを背景に、日系自動車メーカーの急速な進出が見られた。日系自動車メーカーは、



中国の市場環境を利用し、独自の戦略で市場に参入した。

合弁企業は、中国側の労働力やノウハウを活用できる利点があるが、合弁相手との対立や技術漏洩 のリスクも伴う。意思決定での軋轢も生じる可能性がある。

また、1991年の規定により、合弁企業の営業ライセンスは一般的に30年を超えることができないとされていた。そのため、多くの日本企業の合弁企業はライセンス期限が20年となっている。

2010年代、中国の中産階級の拡大や消費財需要が増加したことを背景に、日本企業の進出は製造業だけでなく、消費者向け製品、サービス業、高付加価値産業にも広がった。また、中国政府の規制緩和により、独資での進出も増え、柔軟な企業経営が可能になった。

2020 年代に入り、新型コロナウイルス感染症がビジネス環境に変化をもたらした。その一方で、2000 年代に設立された日中合弁企業の営業ライセンス期限の到来が問題となっている。日本企業は、合弁関係の見直しや将来の戦略を検討する必要に迫られているのである。

合弁締結時からの環境の変化

2000 年代に設立された日中合弁企業の多くは、20 年という営業ライセンスの有効期限に近づいている。期限の更新や延長は可能ではあるが、20 年の間に市場や関係性が大きく変化しており、合弁相手との関係の見直しが求められている。

選択肢としては、合弁解消後の独資による展開、持分の譲渡による中国市場からの撤退、または条件変更を伴う合弁関係の維持などが考えられる。しかし、どの道を選ぶにしても、相手方の事情を考慮する必要があり、20年前の契約や条件をそのまま継続するのは困難であろう。これらの選択は、変化した環境と相手の状況を踏まえて、慎重に進める必要がある。

「彼を知り己を知れば百戦危うからず」という古言が中国には存在する。これは紀元前5世紀の春秋時代に書かれた兵法書『孫子』の一節で、敵と味方の両方の状況を深く理解することで、多くの戦いに勝利できるという意味である。

筆者は10年以上の中国関連案件のコンサルティング経験を持ち、「彼を知り」に関して、中国の国有企業、上場企業、民営企業には特徴があると認識している。



【表1 企業種別ごとの特徴】

企業種別	合弁企業に対する姿勢	合弁企業の価値評価	意思決定プロセス
国有企業	赤字企業を排斥する	保守的な評価	政府の所有や監督の下にあるため、重要な意思決定は政府の方針 や目的に基づいて行われることが 多い
上場企業	高い収益性が求められる	評価は市場水準	最高経営責任者 (CEO) や経営陣の リーダーシップが意思決定プロセ スにおいて大きな役割を果たすこ とが多い
民営企業	長期的な視点で見れば、一定の瑕疵は許容する	評価は市場水準	民間の競争環境の中で生き残るため、市場のニーズやトレンドに迅速に対応する意思決定が行われることが多い

(出所) 執筆者作成

中国国有企業は、中国政府が所有し運営するもので、これらの企業は国の政策の一部としての役割を担っている。そのため、経営方針や目的は、単に商業的利益に留まらず、社会的・政策的観点も大きく取り入れられている。中国国有企業の経営層は、公務員的な性格を持つことが特徴で、一般的な民間企業の経営とは異なっている。

中国国有企業の経営者たちが自らのキャリア形成を考える際、最も回避したいリスクの1つは「国有資産の流出」である。国有資産の流出とは、国が所有する資産が赤字などの理由で適切に管理されずに流出することを意味する。これは中国国有企業の経営者にとって致命的なミスとなり、彼らの後のキャリアに重大な影響を及ぼす危険性がある。中国国有企業の経営活動において、このリスクを回避するための意識が強く表れることは確かである。

さて、前述の通り、合弁期限の到来に対処する戦略として、主に3つの選択肢が考えられる。1つ目は合弁を解消して独資として経営を行うこと、2つ目は持分譲渡して中国市場から撤退すること、そして3つ目は条件変更した上で合弁関係を維持することである。経営陣は、合弁解消、中国市場からの完全撤退、または条件の変更という3つの選択肢の中から、どれを選ぶかという重要な決断を迫られている。

この決断にあたっては、多くの要素が考慮されなければならない。合弁相手との関係、今後の中国 事業の展望、技術力の維持、米中関係、台湾有事への対応など、多岐にわたる要素を考慮する必要 がある。

3 つの選択肢のメリット・デメリット

まず、合弁解消という選択肢を考慮する際、最大の問題は、これまで築いてきた合弁相手との関係性が失われるということである。合弁の解消は、単に契約関係の終了だけでなく、市場へのアクセス、中国現地のビジネスネットワーク、また中国でのブランド認知度など、多くのビジネスリソースの喪失を意味する。中国での事業活動を継続するには、これらの要素を自社で再構築する必要が



ある。

一方、中国市場からの完全撤退という選択肢もある。これは中国での事業展望が不透明である場合、他の市場に拠点を移す戦略的な決断として考えうる。しかし、中国市場は巨大であり、撤退は大きな市場機会の喪失を意味する。加えて、既存の顧客との関係や投資の回収、さらにはブランドイメージへの影響も検討する必要がある。

最後の選択肢である、条件の変更を伴う合弁関係の維持は、既存の関係性を維持しながら、より有利な条件を模索するものである。これには、利益分配の再交渉、経営権の変更、技術移転の条件の見直しなどが含まれる。この選択肢は、現地でのビジネス基盤を維持しつつ、より良い企業形態を目指すものである。

これらの決断には、技術力の維持や米中関係の動向も影響を及ぼす。特に技術力の維持は、研究開発 (R&D) の継続、知的財産の保護、技術漏洩の防止など、企業にとって極めて重要な要素である。 また、米中関係の緊張は、貿易政策、サプライチェーンの安定性、市場アクセスなどに影響を与える可能性がある。

さらに、地政学的な要因、特に台湾有事の際の対応方針も重要である。このような状況下では、ビジネスの安定性、従業員の安全、法規制への対処など、企業が直面するリスクが増加する。したがって、これらのリスクを最小限に抑えるための計画が必要となる。

選択する際の注意点

筆者は技術者や政治専門家ではないため、技術的あるいは政治的な見地以外で、戦略を選択する際 の注意点について述べたい。

まず、合弁解消後の独資による展開では、中国の合弁企業における優先購入権に着目することが重要である。優先購入権とは、特定の資産(この場合、合弁企業の持分)を第三者に売却する際、その売却意向が発生した際に、合弁相手に対してその資産を一定の条件下で先に購入する機会を与えることである。中国の合弁企業は、この優先購入権が一般的に契約に含まれる。この権利は、合弁相手に望まれない第三者に合弁企業の株式が渡ることを防ぎ、合弁関係の安定性やビジネスの継続性を確保する目的で設けられることが多い。

例として、日本企業 A 社と中国企業 B 社が共同で C 社を設立した場合、A 社が C 社の持分を第三者に売却しようとする際には、まず B 社にその意向と条件を通知し、B 社に通知された条件による購入選択権が与えられる。B 社がこの権利を行使しない場合に限り、A 社は第三者に持分を売却できる。ただし、その際の売却条件は B 社に提示した条件より有利になってはならないという制約がある。優先購入権は、合弁関係の安定性や企業価値の保護のため、多くの合弁契約に組み込まれている。

次に、持分譲渡して中国市場から撤退する際、または合弁解消後に独資での展開を行う際において



も、譲渡価額の交渉が重要な焦点になる。合弁解消後の独資展開でも、中国市場からの撤退でも、 いずれの場合も、譲渡価額の交渉は重要なポイントである。

企業形態に基づく企業価値の評価に関する基本的な考え方は以下の通りである。

【表 2 企業価値評価方法】

企業	企業価値評価の基本姿勢	企業価値評価の基本手法
上場企業、民営企業	評価は市場水準	DCF 法(※1)
国有企業	保守的な評価	時価純資産法(※2)

(出所) 執筆者作成

- (※1) DCF 法 (ディスカウント・キャッシュフロー法) は、将来予測されるキャッシュフローを現在価値に割り引いて企業価値を算出する手法である。
- (※2) 時価純資産法(マーケット・アプローチ)は、企業の資産と負債を市場価値で評価し、その差額 である時価純資産に基づき企業価値を算出する手法である。

中国の国有企業が時価純資産法を重視する理由は、国有資産の流出リスクを最小限に抑えることに ある。国有資産流出とは、国の資産が不適切な管理により損失を被ることであり、経営者のキャリ アに大きな影響を及ぼす恐れがあることは前述した。

特に、回収不能な投資が行われた場合、経営者の責任が終生追及されることもあり、彼らは企業価値の評価を慎重に行う傾向がある。中国市場から撤退する際、日本企業が中国の国有企業である合弁相手に現地法人の持分を譲渡する場合、相手方が時価純資産法を要求することが多い。一方で、日本企業は市場水準に基づいて評価したいと考える傾向がある。

このような企業価値評価の基本姿勢や手法は、相手方の考えを受け入れることが難しいように見えるが、交渉の余地は十分に存在する。どうしても評価手法に関して合意できない場合、評価調整メカニズム (Valuation Adjustment Mechanism: VAM) の適用も考えられる。

VAM は、合併・買収(M&A)や投資契約において使用される条件付き支払いの取り決めで、将来の財務目標や業績目標が達成されなかった場合、評価額を調整するための仕組みである。これにより、投資家は将来の不確実性に対してリスクヘッジすることが可能となる。

例えば、企業価値を 100 と算定し、5 年間の利益総額を 50 と見積もった場合、実際の利益が 30 に留まれば、計算された企業価値の未達成分の 40%、つまり 40 を買い手へ返金する必要が生じる。これにより、売り手と買い手双方のリスクを調整するのである。

VAM を受け入れる代わりに、その適用期間(通常3~5年)において、合弁相手に経営を委ねることにはリスクが伴う。目標利益に達しなかった場合、責任の所在が不明確になる可能性があるからだ。したがって、VAM を受け入れる場合でも、適用期間中、日本企業が経営の主導権を保持することを推奨する。



しかし、VAMの適用期間が始まる前に、日本企業が合弁企業の株主でなくなるため、無償での経営は実施できない。このため、経営指導料や技術指導料を請求する提案が必要となる。このアプローチにより、日本企業は利益目標達成のための影響力を保ちながら、適切な報酬を得ることができる。

最後に、合弁関係を維持しつつ条件を変更する際には、これまでの合弁相手との関係性と合弁企業への貢献度を考慮する必要がある。良好な関係性は、交渉において有利な立場を築く基盤となる。相手との関係が強固であれば、新たな条件を受け入れてくれる可能性が高まる。逆に、過去の関係に問題があれば、これを改善するための努力が必要となることもある。

合弁企業への貢献度の評価も重要である。資本提供、技術やノウハウの提供、市場アクセスの拡大など、合弁企業の成長や成功にどのように貢献してきたか、アピールすることが必要となる。

条件変更の具体的な内容についても熟考する必要がある。利益分配の比率の変更、経営権の再配分、 追加の技術や資本の投入など、変更可能な条件を多角的に検討する必要がある。市場や業界の変化 に対応し、合弁企業が将来的に競争力を維持できるような条件変更を目指すことが肝要である。

合弁契約の条件変更は、両合弁パートナーにとって受け入れ可能なものでなければならない。対等な立場での交渉、透明性の確保、お互いの利益を尊重する姿勢が不可欠であり、これにより合弁企業の持続可能な成長と長期的な関係維持が実現可能となるのである。

まとめ

以上、合弁の見直しに際しての戦略立案や条件交渉について説明してきたものの、一律の答えは存在しないことを伝えておきたい。特に、合弁相手が国有企業である場合、文化やビジネス環境が日本企業と大きく異なっている。そこからもたらされる見解の相違を深く理解し、自社にとって有利な状況を見極めることが重要である。

柔軟な対応と機を見る洞察力は、非常に大きな価値を持つ。互いの立場を尊重し、それぞれのニーズを理解し合う姿勢が、交渉を成功に導く鍵であることを忘れてはならない。

(執筆者連絡先)

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

中国デスク パートナー

王欣 (Wang Xin)

東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階

Tel: +81-70-2459-0723 E-mail: xin.wang@jp.gt.com



特集

使用済み電気自動車(EV)からのコバルトのリサイクル

中南財経政法大学 准教授 栗洋(Li Yang)

要約

電気自動車 (EV) の需要増加に伴って、バッテリー原料としてのコバルトの需要も増加している。しかし、中国国内のコバルト埋蔵量は限られており、効果的な「コバルト・リサイクル戦略」の立案が必要である。コバルトのリサイクル(二次供給)は、一次供給を補完し、EV の持続可能なサプライチェーンを維持するために不可欠だからである。

1. はじめに

世界中が低炭素経済へと移行する中、コバルトは重要度が増している戦略的金属である。コバルトは、これまでも日本、欧州連合(EU)、中国、米国を含む各国・地域では戦略的鉱物資源として分類されており、充電式電池、超合金、超硬合金、磁石、着色剤などの広範な用途に用いられてきた。その全世界における消費量は近年急増し、2020年の消費量は14万トンに達した。コバルト消費の約半分は電子機器用であり、持続可能な開発に不可欠な素材である。

EV 市場の急成長に伴い、中国でのコバルト需要が急拡大している。しかし、コバルトの世界埋蔵量の710万トンは、コンゴ、オーストラリア、キューバ等の少数の国に集中しており、中国の埋蔵量は約1%にすぎない。そのため、中国はコバルトの供給を輸入に依存しており(現在、中国は世界最大の輸入国)、将来のコバルト不足の懸念を引き起こしている。本稿では、中国における使用済みEV からのコバルトのリサイクルの可能性について述べる。

2. 使用済み EV からのコバルト・リサイクルの潜在性

近年、中国の EV 開発は大きな進歩を遂げている。中国の EV 生産と販売は、2022 年まで 8 年連続で世界第 1 位である。2022 年の中国の EV 生産は前年比 83.4%増の 547 万台、EV 販売は前年比 81.6%増の 537 万台となり、生産・販売ともに過去最高を記録した。

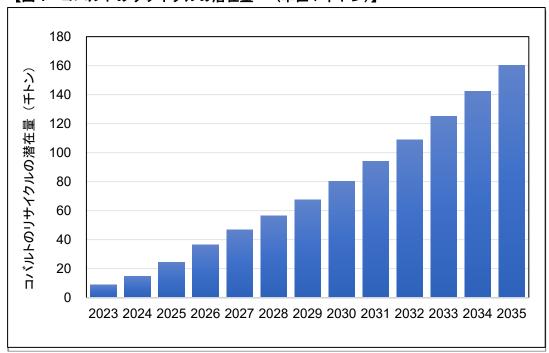
EV 需要の高まりにより、バッテリー材料としてのコバルトの需要も増大している。中国国内のコバルト埋蔵量が限られていることが、EV 需要の増加に応える上で大きな課題となっている。他方、欧州委員会はコバルトを有害物質に指定し、環境汚染を防止するために、破棄バッテリーの再利用の重要性を強調している。中国でも、環境を保全し、コバルト資源を節約するために、使用済みのEV からコバルトをリサイクルすることが緊急の課題となっている。EV の持続可能なサプライチェーンを維持し、コバルトの需給バランスを確保するには、中国の使用済み EV からのコバルト・リサイクルの可能性を評価することが重要である。

著者らの推計では、コバルト資源のリサイクル量は 2023 年の約 9,000 トンから 2035 年には 162 万



トンに急増すると予想される²。また、EV 用バッテリーの耐用年数はコバルトの回収量に影響を与える。2018 年 2 月 26 日に MIIT(工業・情報化部)はバッテリー式電気自動車(BEV)のバッテリーのリサイクルに関する暫定措置を発表し、乗用車メーカーはバッテリーの使用期間について 8 年以上の保証、または走行距離について 12 万キロメートル以上の保証を設けなければならなくなった。バッテリー価格は EV 価格の約 3 分の 2 を占めるといわれており、消費者の自動車購入時の意思決定に大きな影響を与える。経済性、安全性、実用性などの要素を考慮すると、現状では、EV のバッテリーが寿命を迎えると、EV 所有者はバッテリーの交換ではなく、自動車そのものを乗り換える傾向がある³。

バッテリーの保証期間が長くなったり、中古バッテリーのカスケード利用が進んだりすることで、 コバルトの総リサイクル量は減少するだろう。また、コバルトの代替材料が開発されたり、リサイクル技術が向上したりすれば、コバルトへの依存を最小限に抑えることができると思われる。



【図1 コバルトのリサイクルの潜在量 (単位:千トン)】

出所:著者らの研究3に基づいて著者が作成。

3. EV 産業でのコバルト・リサイクルの経済的可能性

2022 年 2 月~2023 年 2 月の中国のコバルト市場では、価格が激しく変動した 4 。2022 年 3 月、EV 販売の急増とコバルトの高い対外依存度の中で、コバルト価格は 56 万 6,900 元/トンという歴史的 な高値に達した。しかし、新型コロナの影響による EV やエレクトロニクス製品への需要の減少に より、その後のコバルト価格は急落し、2023 年 2 月には約 29 万 3,700 元/トンにまで下落した。

過去1年間のコバルトの最高価格と最低価格を用いて、コバルト・リサイクルの潜在的な経済価値を推定したところ、2035年のコバルト・リサイクル資源の経済価値は490億~946億元になる。EVの需要は直に回復し、EV用バッテリーは引き続きコバルトの需要を牽引するだろう。その結果、コ



バルト市場の供給不足が緩和する可能性は低く、コバルト価格は短期的には変動するものの、長期的にはさらに上昇するであろう。また、それによりコバルト資源の経済的価値も増大すると考えられる。使用済み EV からコバルトをリサイクルすることで、コバルトの一次供給源への依存を減らすだけでなく、大きな経済的利益も獲得できる。コバルト・リサイクルは、循環経済の実現に貢献しながら、EV の持続可能なサプライチェーンを維持する上で重要な役割を果たす。

4. 結論

中国での EV 需要の増加によりバッテリー需要も急増し、その結果としてコバルト需要も増加している。しかし国内のコバルト埋蔵量は限られており、効果的な「コバルト・リサイクル戦略」の必要性が高まっている。コバルトのリサイクルによる二次供給は、一次供給を補完する必要な解決策であり、供給不足の緩和に大きく貢献する。コバルトのリサイクルの重要性は誰もが認めるところではあるが、現実のコバルトのリサイクル率は低い。現状では、使用済みバッテリーのリサイクルは非公式なルートで行われているが、それを制度化することは既得権益者から利益を奪うことになり、抵抗にあっている。それがコバルトのリサイクルをより困難にしている。これらの問題によりコバルト資源が供給不足となり、増大する需要に応えられていない。

これらの課題を軽減するために、中国は循環経済を発展させねばならない。第一に、EV バッテリーのコバルト含有量を減らし、高ニッケル・低コバルト電池の開発を推進すべきである。これによりコバルトへの依存が低減される。第二に、コバルトのリサイクル率を向上させるには、リサイクル技術の進歩と制度の改善が不可欠である。これには、情報の共有、使用済みバッテリーの検査基準の開発、非破壊検査と自動分解技術の強化等が必要である。第三に、バッテリーに関する国家基準および業界基準の確立、拡大生産者責任制度の実施、およびリサイクル企業への規制強化により、制度化された市場リサイクルの秩序を確立せねばならない。

参考文献

- 1 Zeng Anqi, et al. (2022) Battery technology and recycling alone will not save the electric mobility transition from future cobalt shortages. Nature Communications 13, 1341.
- 2 Li Yang, Sun Liangfan, Liu Yanhui, Ye Zuoyi. (2024) Recycling Potential of Cobalt Metal from End-of-life New-Energy vehicles in China. Waste Management & Research. Forthcoming
- 3 Li Yang, Liu Yanhui, Huang Shiyu, Sun Liangfan, Ju Yiyi. (2022) Estimation of Critical Metal Stock and Recycling Potential in China's Automobile Industry. Frontiers in Environmental Science, 10: 937541.
- 4 Shanghai Nonferrous Metals Industry Association. (2023)
 Shanghai Nonferrous Metals Network: https://user.smm.cn/ (accessed on 31 March 2023).

(執筆者連絡先)

執筆者に連絡したい場合には、以下にお問い合わせください。

翻訳:藤川清史 愛知学院大学経済学部

E-mail: fujikawa@dpc.agu.ac.jp



経 済

2024年も「安定」重視の経済運営

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 研究員 丸山健太

中央経済工作会議

2023 年 12 月 11 日から 12 日にかけて、中国共産党指導部は中央経済工作会議を開催した。同会議 は経済分野で最も重要な会議の 1 つで、2023 年の経済情勢を振り返るとともに、2024 年の経済運 営方針が示された。

2023 年の中国経済

中央経済工作会議で、党指導部は 2023 年の中国経済について、「回復・好転し、質の高い発展が着実に推し進められた」と前向きな評価を下している。同時に「克服すべき困難と課題」として、「有効需要の不足、一部業種の生産能力過剰、社会の弱気な予想、リスクの多さ」を挙げ、国内大循環に目詰まりが存在しているほか、外部環境の複雑さ、厳しさ、不確実さが増していることを指摘するなど、下押し要因にも言及した。それでも、「総合的にみて、中国の発展が直面する有利な条件は不利な条件よりも強い」とするなど、中国経済の現状を比較的楽観視している。

一方、客観的に振り返ると、中国経済にとって 2023 年は減速感が強い 1 年だった。2022 年末にゼロコロナ政策が撤廃された後、コロナ禍で消費機会を失っていた分のリベンジ消費もあり、2023 年序盤には一時、景気回復の兆しがみられたものの、夏場には早くも消費の勢いが衰えた。そのうえ、2021 年から続く不動産不況が景気を下押しした。景気動向を敏感に反映する購買担当者景気指数 (PMI) の動きをみると、製造業は 2023 年 1~3 月にかけて好不況の境目である 50 を上回って推移したが、4 月以降、ほぼ一貫して 50 を下回った。非製造業はコロナ禍での打撃が大きかった反動もあり、2023 年は常に 50 を上回ったものの、3 月をピークに年末にかけて悪化傾向が続いた(図表1)。

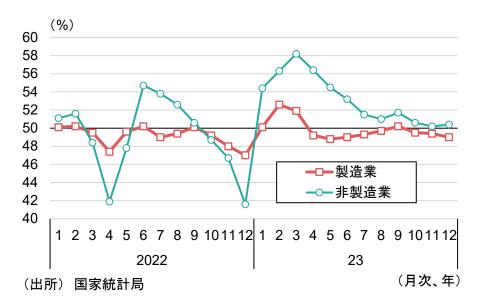
今回の中央経済工作会議における景気の現状認識も、多くの党・政府の公式見解と同様、政治的なバイアスがかかり、実態よりも楽観的な認識が示されたといえるだろう。

2024年の経済運営も「安定」重視

2024 年の経済運営方針は、前向きな景気の見方を反映し、「安定の中で前進を図る、前進により安定を促す、新しいものを作ってから古いものをやめる」と、2022 年から 3 年連続で「安定(中国語: 稳)」重視が掲げられた。また、財政・金融政策や重点政策の方針をみても、2023 年までの方針と比べて表現に大きな変化はみられないことから、2024 年も大胆な景気刺激策は期待できず、不動産リスクや政府債務リスクに注意しながら慎重な経済運営が行われるものとみられる。



【図表1 PMIの推移】



財政・金融政策について、積極的な財政政策と穏健な金融政策という従来の表現を踏襲した。ただし、財政政策について、「一般性支出を厳格に抑制する。党・政府機関は緊縮財政に慣れるようにする」との、2022年にはみられなかった表現が盛り込まれるなど、経済政策が緩和一辺倒に陥るのを避けようとする姿勢がうかがえる。

政府が取り組む重点政策として、2024 年は 9 つの方針が掲げられた(図表 2)。2023 年の重点政策は 5 つであり、今回は項目が増えたものの目新しさはない。2024 年の方針① \sim ⑤は、2023 年と概ね同じ内容だったほか、残りの⑥ \sim ⑨も、重点政策とは別の箇所で取り上げられた、あるいは 5 カ年計画などで以前から中長期的課題として重視されてきた方針であり、新たに打ち出されたものは見当たらなかった。

なお、2023 年まで強調されてきた「住宅は住むためのものであり、投機の対象ではない」との表現は、今回みられなかった。このスローガンは、不動産バブル崩壊のリスクを抑制するため、不動産業への締め付けを強化してきた 2021 年以降の政府の姿勢を象徴するものであった。しかし、不動産業の落ち込みは想定以上に深刻化かつ長期化したことから、2023 年に入ると政府は規制緩和に転じた。そして、2023 年7月の党政治局会議を受けて公表された政府文書で、同スローガンは姿を消した。今回も同スローガンは復活しなかったことから、引き続き、政府は住宅投機の抑制よりも住宅市場の回復を優先させる姿勢を続けるものとみられる。



【図表 2 中央経済工作会議で示された 2024 年の重点政策】

	9つの重点政策										
1	科学技術イノベーションで現代産業 システム構築をリードする	6	「三農(農業、農村、農民)」の取り組みを堅持する								
2	国内需要の拡大に注力する	7	都市・農村の融合と地域の調和のと れた発展を推進する								
3	重点分野の改革を進める	8	エコ文明建設とグリーン低炭素開発								
4	高水準の対外開放を拡大する	0	を深く推進する								
⑤	重大な経済金融リスクを有効に防ぐ	9	民生を確実に保障、改善する								

(注) 赤字は2023年と同じ項目、青字は2023年と異なるものの内容が似ている項目 (出所)新華社報道より作成

2024年の成長率目標は「5%前後」か?

中国では、毎年 3 月に開かれる全国人民代表大会(全人代)で、その年の実質国内総生産(GDP)成長率目標が示される。2024年の目標は、中国国内のシンクタンクの提言や中央銀行である中国人民銀行総裁の談話などから、2023年と同様、「5%前後」に設定されるとみる向きが多い。

減速感が強い景気の現状を鑑みると、2024 年の成長率目標を「5%前後」よりも低く設定する、あるいは新型コロナウイルス感染爆発の影響が読み切れなかった 2020 年のように、成長率目標の公表を見送ることも有力な選択肢となる。もっとも、前年より低い成長率目標を設定することは政府の面目を潰しかねず、政府目標は「5%前後」となる公算が大きい。

ただし、目標達成のハードルは 2023 年よりも高い。2023 年は、上海ロックダウンなどコロナ禍の 影響で景気が落ち込んだ 2022 年の反動で成長率が押し上げられた。一方、2024 年は反動増による 押し上げ効果がないうえ、長引く不動産不況や雇用情勢の悪化、消費者・企業マインドの低迷といったマイナス材料が解消する兆しはなさそうだ。また、米欧経済は金利上昇と高インフレに直面し、 短期的には景気後退局面入りする可能性もある中、外需主導の景気回復も期待できない。

したがって、2024 年も「5%前後」の成長率目標を達成するためには、政府による積極的な経済対策が不可欠となる。今回の中央経済工作会議での方針から、政府は安定を重視し、大規模な経済対策には消極的とみられる。しかし、今後、政府には景気の状況次第で、今回の会議での決定を覆してでも大胆な施策を打ち出していく柔軟さが求められる。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ: https://www.murc.jp



人民元レポート

センチメント悪化に対し、当局は対策を強化

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦

1月のレビュー

中国人民元(以下、「人民元」)の対ドル相場は7.10台で取引開始。FRBの利下げ期待が後退したことで米金利が上昇し、5日には7.17台まで下落した。一旦は7.16台前半まで反発したが、9日に中国人民銀行(以下、「人民銀」)高官が金融緩和の強化を示唆したと報じられると、再び7.17台まで人民元安が進行。17日には、実質 GDP 成長率や、月次の主要経済指標の結果が弱いと判断されたことで、昨年11月20日以来の安値となる7.199台まで下げ幅を拡大した。だが、7.20台を目前に下げ止まると、23日にかけて7.19台の狭いレンジでの取引が続いた。この間、人民銀が対ドル基準値を大幅な人民元高方向に設定したことに加え、報道によると国有銀行が大規模なドル売りを通じて人民元安抑制を図っていたようだ。23日には、李強首相が株価対策を講じると発言したことが報じられると、人民元は7.16台後半まで急反発。さらに、翌24日の夜に人民銀が預金準備率の引き下げを予告すると、1月8日以来の高値となる7.14台まで上伸した。その後は、再び下落に転じ、国家統計局版 PMI が市場予想を下回ったことを受けて一段安となると、本稿執筆時点では7.17台後半で推移する(第1図)。

対円相場は19.8 台で取引開始。1日に能登半島で発生した震災を受けて日銀の金融政策正常化への期待が後退し、円安が進行したことで、月半ばにかけて20.6 台まで上昇した。23 日、植田日銀総裁の記者会見時には20.5 台に急落する局面もあったが、翌24日には一時20.7 台まで反発した。日銀が発表した『主な意見』を受けて政策修正期待が高まり、円高が進行したことで、本稿執筆時点では、20.5 台半ばで推移する(第2図)。



【第1図:人民元対ドル相場(1月31日10時30分時点)】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第2図:人民元対円相場(1月31日10時30分時点)】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

中国経済に対する悲観的な見方が台頭

国家統計局が 17 日に発表した 2023 年の実質 GDP 成長率は、前年比+5.2%だった。政府目標の「5.0%前後」は達成できたことになるが、1 月は、主要都市における新築不動産の販売価格が一段と下落したほか、大手投資会社や不動産開発企業の経営難が報じられたこともあり、国内金融市場では景気の先行きに対して、悲観的な見方が強まっている。とりわけ株式市場ではマインド悪化が顕著で、上海総合指数は一時、上海がロックダウンされた 2020 年 4 月以来の 2,800 割れとなった。



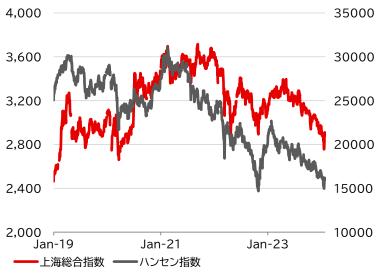
政府はセンチメント悪化に配慮するも、問題解決には至らず

株価急落を受けて、李強首相が23日、総額2兆元(約41兆円)の基金を新設すると発言したとの報道があった。国有企業が保有する余剰資金を原資として創出し、株式を買い支えるために活用されるとされている。また、翌24日には、潘功勝人民銀総裁が記者会見で2月5日からの預金準備率引き下げを発表するなど、政府総出で景況感の悪化に歯止めをかけようとしている。だが、一連の政策を発表した後も、株価の回復は鈍い(第3図)。この間、人民元相場も段階的に水準を切り上げたが、追加の経済対策が行われないことが明らかになると、下落に転じている。センチメント改善の効果は限定的だったと言える。

「リスク抑制」を優先して、金融緩和の強化には慎重

一方、かかる状況のもと、イールドカーブは低下している(第4図)。さらなる金融緩和強化への期待が台頭しているためだ。しかし、李強首相は対策に乗り出す直前の16日、大規模な景気対策に否定的な姿勢を示していた。また、人民銀も、目先は2月5日から適用される預金準備率引き下げの影響を見極める構えだろう。背景には、不動産バブルの再燃や地方政府債務の膨張、金融機関の破綻といった金融リスクを抑制するという、昨年12月の中央経済工作会議で決定した方針がある。景気減速や市場心理の悪化は注意すべきだが、それよりも金融リスクが再燃してしまうことを警戒しなければならない、というわけだ。実際、人民銀では潘総裁が、26日の地方政府幹部向け会議でリスクを抑制する必要性を強調したと報じられている。諸政策金利の引き下げなど金融緩和の深掘りは、来月も見送られそうだ。センチメントの改善は進まず、人民元の上昇余地は限られるとみておきたい。

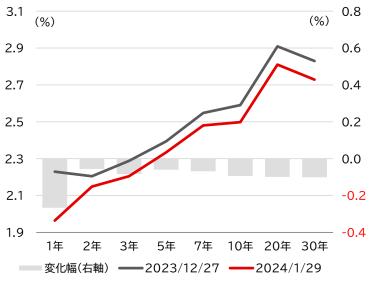
【第3図:株価の推移】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成



【第4図:イールドカーブの推移】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

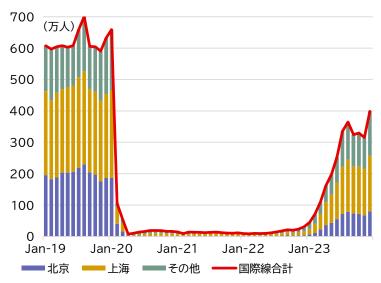
来月の見通し:春節休暇明けも、人民元安地合いが続きそう

2月10日から17日にかけて春節休暇に入る。例年通り、資金需要の高まりに対応するため、人民銀は日次の金融調節を通じて連日にわたって資金を供給している。人民銀は流動性供給によって景気下支えを図る構えを示しており、休暇明けも資金の吸収は限定的なものとなりそうだ。また、今年の春節ではタイやマレーシア、シンガポールなど、ビザが不要な近隣諸国への旅行が人気と報じられている。昨年の春節で100万人を割り込んでいた中国からの海外旅行客は大幅に増加しそうだ。12月までの国際線旅客数は、航空運賃の高止まりや景気減速を受けて、コロナ禍前の半分程度にとどまっていた(第5図)。ただ、それでも、旅行収支の赤字は拡大しており、貿易黒字が概ね横ばいに推移するなか、昨年第3四半期時点で、経常収支は黒字を維持しながらも、金融収支も含めた「総合」収支は赤字となっている(第6図)。春節での海外旅行増加は、旅行収支の赤字拡大に直結し、国際収支全体の赤字も拡大しそうだ。春節前後の流動性供給の拡大も相まって、人民元は下押し圧力を受けることになろう。

この点、潘総裁が、24日に「様々な政策ツールを活用し、一方的な人民元相場予想が形成されることを防ぐ」と強調したように、リスク抑制を重視する人民銀としては、人民元相場の下落圧力が強まる場合には、国有銀行を通じた為替介入も辞さない構えと考えられる。

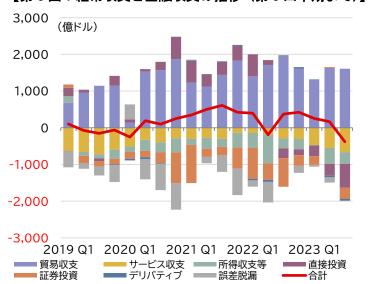


【第5図:中国の国際線旅客数(12月まで)】



(資料)中国民航局、北京首都国際空港株式会社、上海国際空港株式会社より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第6図:経常収支と金融収支の推移(第3四半期まで)】



(資料) 中国国家外貨管理局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成



【第1表:2024年の予想レンジ】

	24 年 2 月~3 月	4 月~6 月	7月~9月	10 月~12 月
対ドル	6.900~7.300	6.800~7.200	6.700~7.100	6.650~7.050
対円	19.4~20.8	19.1~20.5	19.0~20.4	18.~20.3

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2024年1月31日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp



スペシャリストの目

税務会計:移転価格の年末調整に係る最新動向と実務

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス 税務パートナー 徐潔(Xu Jie)

概要

現在、複雑で不安定な経済環境において、多国籍企業グループにおける関連者間取引に係る移転価格の実績値が、予想目標から乖離する可能性は非常に高い。このような乖離は、外的要因によるものもあれば、企業内部の実施プロセスに起因するものもあり、その結果、関連者間取引における損益水準が予想を下回ったり、超過利益を留保したりすることにつながる。乖離によって生じる潜在的な税務リスクを効果的に管理するために、多国籍企業は、移転価格の年末調整を通じて、関連企業間の移転価格の年度実施結果を管理するべきである。

移転価格の年末調整は通常、グループ内で簡単な機能を果たし、かつ限定的なリスクを負担するグループ傘下企業に適用されることになる。これらの企業は、一般的かつ独立企業間原則に合致した利益水準を維持しなければならない。このため、企業の年間損益水準がその移転価格ポリシーや独立企業間原則に合致した範囲から乖離している場合、移転価格の年末調整を通じて実施結果を独立企業間原則に合致した範囲に収めることにより、潜在的な移転価格リスクをコントロールできる。ただし、移転価格以外の要因(公衆衛生事件など)によって実施結果が予想目標から乖離したケースなど、すべての乖離を調整する必要があるとは限らない。このような場合、企業は関連者間取引に係る移転価格の実施結果の合理性を証明するため、完全かつ十分な移転価格分析を行う必要がある。

中国では、移転価格の年末調整から生じる外国為替収支の問題は、企業が当該調整を実施するにあたり主な障壁の一つとなっている。中国国家外貨管理局が2021年1月付けで公布した「サービス貿易に係る外貨管理政策Q&A(II)」(以下「Q&AII」)では、関連する金融機関及び納税者にとって明確なガイドラインを提供した。「Q&AII」が公布されて以来、関連する金融機関は年末調整に係る処理のプロセスを把握するようになり、また弊社においても複数の企業の移転価格に係る年末調整の実施をサポートするとともに、対応する外国為替収支を完了させている。

1. 移転価格の利益加算調整に関する複数の考慮事項

中国の税務、外貨管理の実務により、クロスボーダー関連者間売買取引を行っている中国国内企業のほとんどは、関連者間販売収益の加算調整や関連者間仕入原価の減算調整、または新しい種類の関連者間取引の構築により、利益水準の加算調整を検討している。企業は、適切な調整目標と調整方法を選択するために、下記の点を総合的に勘案されるよう提案する。



1.1 調整目標及び流通税への影響

まず、企業は自社の機能・リスクの位置付けに基づき、適切な移転価格の年末調整目標を設定し、 適切な会計処理方法(例えば、調整対象企業の売上原価の減算、その他の業務収益の加算など)に ついて監査人または専門アドバイザーと相談した上で決定する必要がある。企業は、移転価格の年 末調整に係る目標利益率に疑義がある場合、または関連する金額が多額である場合、必要に応じて 税務機関との適時のコミュニケーションを検討すべきである。

また、様々な形式による移転価格の年末調整における利益の加算調整から生じる収益は、時に、企業に追加的な流通税負担をもたらすことがある。企業は、一定の条件を満たした場合、関連する移転価格の年末調整における利益の加算調整について、増値税の免除を申請することができる。

1.2 補償の請求先の選択及びその要望

移転価格の年末調整に対する補償の請求先について、企業は取引の背景及びグループの方針や傾向を考慮し、実際の関連者間取引の相手から受け取ることを選択する場合もあれば、グループの本社または重要な無形資産を保有する関連者から受け取ることを選択する場合もある。

企業は、補償の請求先を選択する過程において、請求先が所在する地域の会計、税務、税関、外貨管理などに関する規制要件、特に関連する補償費用がその課税管轄区域において税引前控除対象となるかどうか、及びその条件も含めて総合的に考慮し、バランスを取る必要がある。商品の売買取引価格の調整を伴う場合、企業は、関連する輸入・輸出価格が補償の請求先の税関申告に与える影響も考慮する必要がある。

2. 移転価格利益の減算調整の最新実務

移転価格の年末調整における利益の減算調整は、企業の独立企業間原則に合致する範囲を超過した 利益水準を合理的な範囲内に収めることを目的としている。一部の企業は過去において、利益を減 算調整し、海外送金を実現するために、工夫して他の方法(対外の非貿易項目の送金など)を採用 したり、税関にプロフォーマ申告書(仮の申告書)の発行を申請したりしていた。しかし、これら の方法は近年、税務機関と税関から重大な関心が寄せられており、関連する規制基準もますます慎 重かつ厳格になっている。

多くの企業は、現在の税務、税関、外貨管理などにおける複雑さを総合的に考慮し、バランスを取った上で、税務機関との移転価格事前確認制度(APA)の交渉・締結を通じて租税徴収の確実性を高め、移転価格の実施結果を効果的に管理している。そして、必要に応じて移転価格利益の双方向の調整を適切に行い、対応する外国為替収支を実現することを選択している。弊所の所見では、近年、このような選択をする企業の数が大幅に増加する傾向にあると考える。

「海外進出」する中国企業にとっても、海外投資先における税務と移転価格管理は大きな課題であり、一部の中国企業にとっては財務・税務管理上の懸念事項でもある。海外子会社は通常、簡単な代理販売または生産機能を果たしており、戦略的意思決定と重要な無形資産は、中国本社が管理・保有しているため、現地の移転価格税制に準拠した利益水準を実現するために、状況次第では会計



年度末に移転価格利益の加算調整または減算調整を行う必要がある。

実施レベルでは、多国籍企業として、移転価格の年末調整において、両当事者(すなわち、中国国内に所在する関連会社と海外に所在する関連会社)が所在する管轄区域の規制要件、海外子会社の機能・リスクの位置付け、及び両当事者間の関連者間取引の状況を総合的に考慮した上で、移転価格の年末調整の目標と戦略を策定する必要がある。移転価格の年末調整は、単に借方や貸方の伝票を利用したり、または架空の非貿易項目の関連者間取引を通じて適切に実施することができない上、中には企業に余分な税務リスクをもたらすものもある。従って、このような要望を持つ企業グループは、海外子会社の潜在的な損益の変動及び海外の管轄区域の税務機関による照会や査察に対応するために、事前に移転価格の年末調整計画を積極的に策定するよう提案する。

現在、より多くの企業は、年度末の財務・税務データ及び損益状況の点検作業を開始している。上述の移転価格の年末調整に関して、会計、税務、税関、外貨管理などの分野における複雑さを勘案すると、企業は、税務リスクを効果的に管理し、必要な外国為替収支計画を実現するために、適時に関連規定と実務の進展を理解し、専門アドバイザーに助言を求め、移転価格の年末調整の計画と実施案を策定・改善する必要があると考える。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com



スペシャリストの目

法務:中国会社法の改正による重大な制度変革及び企業の留意点 ~会社法改正の要点解説~

> 金杜法律事務所(King & Wood Mallesons) パートナー弁護士 中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇(Liu Xinyu)

I はじめに

中国では、1993 年における会社法の施行から約 30 年が経過した。社会、経済等の変化に適応するための会社法改正が広く注目を集めている中、2023 年 12 月 29 日、第 6 次改正 ¹ 会社法(以下、「改正会社法」)が全国人民代表大会常務委員会において採択され、2024 年 7 月 1 日から施行されることとなった。

2005年の全面改正後初の大規模改正に向け、2021年12月の改正草案、2022年12月の改正草案第2次審議稿、及び2023年9月の改正草案第3次審議稿(以下、「三審稿」)による3回の公開意見募集が行われ、2023年12月の第4次審議で採択となった。

本稿では、外商投資企業のほとんどが有限責任公司であることに鑑み、有限責任公司に関する改正会社法の要点や、外資企業のコーポレートガバナンス(企業統治)及び経営管理への影響などを中心に、2018年に改正された現行会社法と比較しつつ解説するものとしたい。

Ⅱ 今回の改正の要点

(1) 出資払込期限に対する上限の設定

改正会社法をめぐり大きな話題となっているのが、有限責任公司の株主による出資払込みの期限に 上限が設けられたことである。

中国の会社登録資本制度は、これまで規制緩和の過程を経てきた。1993年会社法は、厳格な法定資本制を導入し、登録資本は設立時に一括で全額を払い込むものとしていたが、2005年会社法は、登録資本の分納を認め、初回出資額を登録資本の20%以上、払込期限を2年以内とした。さらに2013年会社法は、会社登録資本制度を大幅に改めて登録資本引受制を確立し、登録資本の金額と払込期限を完全に株主間の合意に委ね、現行の2018年会社法もこれを踏襲した。

¹ 中国会社法は、1999 年、2004 年、2005 年、2013 年及び2018 年における計 5 回の改正がこれまでになされている。



しかし、当該制度の下においては、株主が巨額の資本金について過度に長期の払込期限を設定し、 この期限内に出資払込みをせず、又は払込未了の出資持分を譲渡する会社が少なからず現れた。こ れにより取引の安全や会社債権者の利益が害され、会社の市場取引信用の判断・評価に要するコス トが増大した。さらに、投資の真実性と有効性に影響が及び、債権や持分に関する紛争発生の可能 性が高まるなどの問題が生じていた。

このような背景から、改正会社法第47条第1項は、三審稿の規定を維持するものとし、有限責任公 司において「全株主が払込みを引き受けた出資額は、株主が会社定款の規定に従って会社の成立日 から5年以内にその全額を払い込む」と規定した。また、既存会社の取り扱いについて、同法第266 条第2項は、三審稿にはない新規定として、「本法施行前にすでに登記・設立された会社において は、出資払込期限が本法に定められる期限を過ぎた場合、法律、行政法規又は国務院に別段の規定 がある場合を除き、本法に定める期限までに段階的に調整しなければならない。出資払込期限、出 資額が明らかに異常である場合、会社登記機関は、法により適時調整を要求することができる。具 体的な実施方法は、国務院が定める」と規定した。

このように、有限責任公司の株主による出資払込期限には5年の上限が設けられることとなった。 そのメリットとしては、前出の実務上の諸問題に対応できる点 2、株主が将来の経営上の必要性や 投資のリスクについて、より理性的な評価のうえ出資額を設定することが容易となる点、また、債 権が弁済されるという会社債権者の合理的な期待の実現を促進する点などが挙げられる。国家市場 監督管理総局登記登録局の関係者も、改正会社法について「登録資本金引受制を維持する前提の下、 株主の出資払込期限に対する制度上の拘束を強化することにより、取引安全性の保障、債権者利益 の保護において必ず積極的な役割を果たす」と発言している³。

その一方で、実務においては「株主の出資の自由が制限され、立法者が望む債権者保護の目的も達 成されず、かえって株主による出資金持ち逃げ(中国語:「抽逃」)のリスクを高める」といった反 対論も多数展開されている。例えば、主に次のような見解である。

- ・5年の払込期間において株主が出資払込みを行ったとしても、2013年会社法改正前の実務におい て横行していたように、その後に払い込んだ出資金が持ち逃げされる可能性が高い。
- ・株主による出資金持ち逃げは隠密に行われ、債権者がその証拠を取得することは困難である。そ のため、債権者の権利維持のコストがかえって増大するほか、登記機関である市場監督管理総局と しても、これらの違法行為の発見・調査・処罰は難しい。
- ・改正会社法の施行後、5 年以内に出資金払込みをしていない有限責任公司が、会社登記機関によ る第266条第2項に基づく出資全額払込みの要求を避けるため、減資又は会社抹消の手続きを行う 可能性がある。これにより、会社の安定的な発展が阻害される事態となることも懸念される。

³ 中国経済網(http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/202401/01/t20240101_38849605.shtml)。



² 最高人民法院司法事例研究院「会社法改正草案三審稿の主要な改正の内容と関連する要点の整理」2023 年9月1日(https://mp.weixin.qq.com/s/kla0WHIVmX452eR7_eZAJA)でも、このような認識が示されてい

また、既存会社の取り扱いに関する、上記の改正会社法第266条第2項の規定についても不明確な 点が残され、登記機関に多大な裁量権が与えられたとの指摘がなされている。

以上のような論争があるものの、今後新設される外資系企業又は既存の外資系企業においては、改 正会社法に従って出資払込期限を5年以内に設定し、出資払込期限がすでに5年を超えている場合 は、可能な範囲の短期期限を設けることが必要となる。一方で、今後の実施細則の立法動向や、登 記機関の実務運用にも注意を払うべきである。

(2) 払込期限経過出資に係る株主権喪失制度の新設

督促を受けても出資義務を履行しない株主について、改正会社法は、有限責任公司において通知により当該株主の相応の持分を喪失させることができるとする、いわゆる「株主権喪失制度」を新設した。これに関し、同法第51条第1項では、「董事会が株主の出資状況を検査し、期日までに定款に定める出資を全額払い込んでいないことが判明したときは、会社から株主に対し、書面により払込催告書を発行して出資の払込みを催告しなければならない」とされた。

また、同法第52条第1項は、「株主が会社定款に定める出資日に従い出資を払い込まず、会社が前条第1項の規定に従い、書面により払込催告書を発して出資の払込みを催告するにあたっては、出資払込みの猶予期間を記載することができる。猶予期間は、会社が払込催告書を発した日から60日を下回ってはならない。猶予期間が満了し、株主がなお出資の義務を履行していないとき、会社は、董事会の決議を経て、その株主に対して権利喪失の通知を発することができ、この通知は、書面の形式で発しなければならない。通知を発した日から、その株主は、自己が出資の未払分に相応する持分を喪失する」と定めた。

これらの規定により、株主は、催告を経ても払い込まない部分の持分について権利を失うこととなる。しかし、逆にいえば、株主が一部出資の払込みを行えば株主の資格を完全に失うことはなく、合理的かつ柔軟な制度であると評価される。

株主が喪失した持分の処理について、改正会社法第52条第2項は、当該持分の法による譲渡、又は登録資本の相応の減資と当該持分の抹消をしなければならないと定めている。実務的な観点からこれら2つの処理方法を比較すると、前者の場合には、期限までに出資の払込みをしなかった株主において適切な譲受人を探し、譲渡価格を確定することなどが必要となる。これに対し、後者の場合は、会社の最高権力機関の決議書を要するほか、債権者への通知・公告を行い、債権者の要請に応じて会社が債務の弁済又は相応の担保の提供をすることが必要となる。

これらの持分譲渡・減資が6カ月以内に完了しなかった場合は、改正会社法第52条第2項で「会社の他の株主がその出資比率に応じて相応の出資を全額払い込まなければならない」と定めている。これにより、他の株主も、持分譲渡若しくは減資への協力、又は当該部分の出資の補充という比較的重い義務を負うため、外商投資企業の外国側株主においては、特にこの点に注意しなければならない。



また、払込期限経過に係る株主への払込催告書通知の発出者について、三審稿はこれを董事会と定めていたが、改正会社法においては会社へと改められた。その一方で、第51条第2項は、董事の会社に対する賠償責任について、前項に定める義務(すなわち株主の出資状況に対する検査の義務)を履行せず、会社に損害を与えた場合における董事の会社に対する賠償責任を定めているが、その責任負担の形式(個別責任、連帯責任、補充責任のいずれか)は明らかにしていない。いずれにせよ、外商投資企業において外国側から指名を受けた董事も、この義務及び賠償責任への注意が求められる。

さらに、改正会社法は、株主権喪失制度により権利を奪われた株主に対する救済手段を新設した点で、三審稿と異なっている。同法第52条第3項によれば、「株主が権利の喪失を不服とする場合、権利喪失の通知を受け取った日から30日以内に人民法院に訴訟を提起しなければならない」とされている。

(3) 払込期限未到来持分の譲渡時における株主の出資責任

払込期限が到来していない持分を譲渡する場合における出資責任について、現行会社法は具体的な 規定を定めていない。関連する司法解釈等 ⁴ の下、払込期限が到来していない払込未了持分の譲渡 の場合は、特別な事情がない限り譲受人が払込義務を負い、譲渡人はその義務を免れるとの実務運 用がなされてきた。

これに関し、改正会社法第88条第1項は、譲受人がその出資払込みの第一次的な責任を負い、譲受人が期限までに払込みを行わない場合には、譲渡人が第二次的な責任を負うものと明確に定めている。このように、持分譲渡においては譲受人が比較的大きな出資責任を負うことから、対象会社の出資状況を事前に確認しておくことが必要となる。

なお、実務的観点からすると、譲渡人の第二次的な出資責任については、会社は譲受人と譲渡人たる株主を同時に提訴することができるのか、財産保全の金額範囲はどのように確定すべきか、同一の持分が連続して譲渡された場合には、持分を譲渡した過去の複数の株主間における責任の序列をどのように確定するのか、といった点が運用上の問題になると考えられる。

また、最高人民法院の「全国法院民商事裁判業務会議議事録」(2019年11月8日公布・施行)において も、資本引受制度の下で、株主は出資について期限の利益を有することが改めて確認されている。



25

^{4 「『}中華人民共和国会社法』適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(3)」(2020年12月29日改正、2021年1月1日施行)第18条は「有限責任公司の株主が出資義務の履行をすべて完了する前にその持分を譲渡した場合であって、譲受人がその事情を知り、又は知りうるべきときは、譲渡人が出資義務を履行しなければならず、譲受人がそれについて連帯責任を負う」と定めている。これについて、司法実務においては一般に、同条は出資期限到来後にその義務が履行されていない場合にのみ適用される規定と解されている。

(4) 株主出資期限到来の早期化

現行会社法はこれに関する規定を定めていないが、最高人民法院の「全国法院民商事裁判業務会議議事録」は、株主が原則として期限付利益を有することを明らかにしている。これによると、株主と債権者の利益均衡を図るため、債権者が出資期限未到来の株主に補充的な賠償責任を請求しうる例外的な事情として、

- ①会社が被執行人となる事件において、人民法院が執行措置を網羅的に行ったにもかかわらず、執 行を行いうる財産がなく、すでに破産の原因を備えているが、破産申立をしない場合
- ②会社が債務を負った後に、会社の株主会又は株主総会が決議又はその他の方法で株主の出資期限 を延長した場合
- の2つを定めていた。

これに対し、改正会社法第54条は、債権者保護の観点から、「会社が期限到来債務の弁済をすることができないときは、会社又は期限到来債権の債権者は、払込みを引き受けたが出資期限が到来していない株主に対し、期限前の出資払込みを要求することができる」と定め、出資期限到来早期化の事情を追加した。改正会社法施行後の司法実務においても、株主の出資期限利益の保護から、債権者の期限到来債権の保護へと方向転換があるのではないかと予想される。

(5) 欠損補填減資の導入

会社の減資を行うには、現行会社法の下、債権者への通知・公告、債権者からの支払請求や担保提供請求への対応など、相応の手続きを経なければならない。改正会社法は、この通常の減資以外に、その第225条において「欠損補填の減資」についても定めている。すなわち、準備金による欠損補填後もなお欠損が残る場合には、債権者への通知なく、国家企業信用情報公示システムでの公告のみにより減資を行いうるが、この減資において、株主は資金の払戻しを受けることはできず、本来の出資義務も免除されず、さらに、欠損補填の減資を行った後、法定積立金と任意積立金との累計額が登録資本の50%に達するまで利益の分配をしてはならないものとされた。

「無償減資」ないし「形式減資」ともいわれるこの減資においては、その実行にあたり、株主に資金が払い戻されることも、会社の純資産の減少が生ずることもなく、債権者の利益に悪影響が及ばないため、債権者への通知が不要とされている。改正会社法の施行後、実務においてこのような減資が増加すると予想される。

(6) 董事や高級管理職等の責任の強化

改正会社法は、董事、高級管理職等の責任を強化する改正を多く行っている。例えば、株主の出資 義務との関連において、株主が出資金の持ち逃げにより会社に損害を与えた場合には、責任を有す る董事、監事又は高級管理職が、当該株主と連帯してその賠償責任を負うものと定められた(同法 第53条第2項)。また、会社法の規定に違反して利益の分配、登録資本の減少などを行い、会社に 損害を与えた場合には、株主及び責任を有する董事、監事又は高級管理職が賠償責任を負うものと された(同法第211条、第226条)。もっとも、「責任を有する」という抽象的な要件が付されたた め、実務の運用次第で責任負担者の範囲が大きく変動することになる。



また、董事・高級管理職の職務遂行により他人に損害を与えた場合の責任負担については、改正会 社法第191条が「董事又は高級管理職が職務を遂行し、それにより他人に損害をもたらした場合に おいては、会社が賠償責任を負い、董事又は高級管理職は、故意又は重過失があるとき、賠償責任 を負う」と定めるにとどまり、具体的な責任負担の形式を明らかにせず、裁判所等による個別の判 断に委ねられる形となっている。

さらに、近年の企業統制の実務に対応するため、改正会社法第 193 条において、董事の賠償責任保 険加入に関する規定も定められた。

(7) 完全子会社に対する親会社の株主による支配の強化

3 つの審議稿との比較において、改正会社法は、完全子会社 ⁵ に対する親会社の株主(すなわち完全子会社の間接的株主)による支配を強化する 2 つの規定を追加した。

- ・完全子会社の関連資料に対する閲覧・複製権。親会社の株主は、完全子会社の定款、株主会会議議事録、董事会会議決議書、監事会会議決議書及び財務会計報告書、会計帳簿などの会計書類の閲覧及び複製をすることができる(同法第57条第5項)。
- ・完全子会社の権利・利益の侵害に対する株主代表訴訟を提起する権利。完全子会社の董事、監事若しくは高級管理職が、職務の遂行にあたり法律、行政法規若しくは定款の定めに違反して完全子会社に損害を与えた場合、又は他人が完全子会社の合法的な権利・利益を侵害して損害を与えた場合、この完全子会社の親会社が有限責任公司である場合において、この親会社の株主は、完全子会社の監事会若しくは董事会に対して、人民法院への訴えの提起を書面で請求し、又は株主自己の名義で直接的に人民法院に訴えを提起することができる(同法第189条第4項)。

これらの定めから、親会社の株主は、完全子会社の重要情報の閲覧・複製により、完全子会社の経営状況を直接かつ全面的に把握し、意思決定を行うことができる。また、完全子会社の利益が侵害された場合には、親会社の株主が権利者として直接的に訴訟を提起することもできる。したがって、改正会社法の施行後は、完全子会社に対する親会社の株主の利益がさらに保護されると考えられる。

以上、改正会社法による改正について論じてきたが、これらはその一部にとどまり、本稿で触れなかった改正も多岐にわたるが(例えば、会社組織機関や法定代表者に関する規定)、紙幅の関係によりここでは割愛させていただく。

⁵ 完全子会社とは、親会社の出資により設立され、その100%の出資持分を親会社が有する子会社をいう。



27

皿 おわりに

中国の商環境が大きく変化する中、今回の改正会社法は、全体的に、商事主体としての会社の自主性、株主の意思を尊重するとともに、会社のガバナンス体制をさらに強化する内容となっており、 今後の外資系企業を含む会社の統治の実務に多大な影響を与えるであろう。それゆえ、関連法令の要求を満たすため、事情により法律の専門家の助言も有用だと考えられる。

在中日系企業においては、同法の施行日となる 2024 年 7 月 1 日までの移行期に、本稿で論じた内容を含む改正会社法の要点を把握し、必要に応じて出資払込期限などを変更すること、中外合弁企業においては、2024 年 12 月 31 日までに改正会社法の規定を踏まえた定款変更を行うことが求められる。また、今後の関連規定の立法及び実務の動向にも注意しなければならない。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所(King&Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼東楼 18 階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・

珠海・無錫・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・

シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・ニューヨーク・

シリコンバレー



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 シニアアドバイザー 池上降介

今月号では 2023 年 12 月中旬から 2024 年 1 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[法律]

【会社法】

○「中華人民共和国公司法」(主席令第15号、2023年12月29日公布、2024年7月1日施行)

2023年12月29日に「公司法」が改正、公布され、2024年7月1日から施行される。1993年に制定されて以来、6回目の改正で、今回は2018年に改正された現行法の全218条のうち112の条文が実質的に修正される大幅改正となり、本改正法は全266条となった。

- ■このうち、日系企業への影響が大きいとみられる新たな規定の詳細については、「中国月報 3月号」にて解説する。
- ■原文は、「新華網」の以下のサイトをご参照。

http://www.news.cn/politics/leaders/20231229/2855c2b26f284fb787ffe006783592c4/c.html

[政策]

【加工貿易】

○「商務部等 10 部門の加工貿易の発展レベル向上に関する意見」(商貿発 [2023] 308 号、2023 年 12 月 28 日発布・実施)

加工貿易に対する政府の発展方針を示した文書。2016年に国務院から同様の文書が発布されて以来、7年ぶりに発布された。この文書は商務部など国務院10部門により共同で発布され、各方針の担当部門が定められている。

- ■この文書には、高付加価値製品の奨励、保税地域における保守・修理業務の促進、加工貿易の地域移転の推進、財政・租税・金融政策による支援の強化など12の方針が挙げられているが、主なものは以下の通り。
 - 1. 高付加価値製品の奨励:電子情報、バイオ医薬、航空・宇宙、新エネルギー、新素材などの先進製造業と戦略的新興産業を支援する。企業の研究開発費の税前加算控除などの優遇政策による製造レベルと製品の高付加価値化を奨励する。
 - 2. 保税地域における保守・修理業務の促進:総合保税区の保守・修理目録に、航空機用エンジンナセル、船舶用ディーゼルエンジンなどの製品を追加する。(注) 自由貿易試験



区内の税関高級認証企業による大型設備の保守・修理業務を支持する。総合保税区と自由貿易試験区以外での医療機器、電子情報などの自社輸出製品の保税輸入・輸出による保守・修理の試行を支持するなど。(注)総合保税区の保守・修理目録は、保税での保守・修理業務を許可する製品の目録で、現在の目録には航空・宇宙、船舶、鉄道、工事機械、CNC(コンピュータ数値制御)工作機械、通信設備、精密電子など 70 品目の製品が掲載されている。

- 3. 加工貿易の地域移転の推進:移転の受け皿となる重点地区、モデル地区、国家加工貿易 産業園などの建設を強化する。中西部地区と東北地区の宣伝を強化し、移転を誘導する。 "中国加工貿易製品博覧会"の機能を発揮させ、常設のオンライン・オフライン産業マッチングサービスプラットフォームを構築する。
- 4. 財政・租税・金融政策による支援強化:中央・地方の財政資金により、加工貿易の高度 化と地域移転を支持する。外商投資企業の配当利益による国内再投資での所得税繰り延 べ政策を徹底する。銀行による加工貿易企業に対する貸付の拡大、保険機構による輸出 信用保険の拡大、金融機関による外貨派生商品とクロスボーダー人民元決済業務を改善 する。
- ■原文は商務部の下記サイトをご参照。

http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202312/20231203463539.shtml

[規則]

【輸出入管理】

○「『自動輸入許可管理貨物目録 (2024年)』の公布に関する公告」(商務部公告 2023 年第 62 号、2023 年 12 月 10 日公布、2024 年 1 月 1 日施行)

2024年の自動輸入許可管理貨物目録。自動輸入許可管理貨物は、中国政府が輸入動向を監視する目的で"自動輸入許可証"の事前取得を義務付けているもの。申請は、品目により商務部、地方商務部門または地方・国務院関係部門の機電製品輸出入弁公室に対して行い、申請後10日以内に"自動輸入許可証"が発行される。

■この目録に記載される対象品目は、肉類・食料品、農産物、タバコ、原油・石油製品、化学品・化学肥料、半合成繊維、鉄鉱石・銅精鉱、鋼材、石炭および各種機械・電気製品で、前年の 598 品目から 627 品目に増えている。

そのうち機械・電気製品は、前年と同じく、タバコ機械、移動通信機器、衛星・放送テレビ設備および重要部品、自動車製品、航空機、船舶、建設機械、印刷機械、紡織機械、金属精錬設備、金属加工工作機械、電気設備、医療機器の13種類で、品目数は前年の432品目とほぼ同じ438品目となっている。

■原文は商務部の下記サイトをご参照。

http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202312/20231203463866.shtml

○「『輸入許可証管理貨物目録(2024年)』の公布に関する公告(商務部公告 2023 年第 64 号、2023 年 12 月 29 日公布、2024年 1 月 1 日施行)



2024年の輸入許可証管理貨物目録。輸入許可証管理貨物は、中国政府が輸入制限を目的として"輸入許可証"の事前取得を義務付けているもの。申請は、商務部または地方商務部門に対して行うが、"輸入許可証"発行までの期限は中古機械・電気製品は 35 日以内、その他は10 日以内とされている。

- ■この目録に記載される品目は、前年と同じく 76 種類のオゾン層破壊物質と 13 種類の中古機械・電気製品(化学設備、金属精錬設備、建設機械、クレーン・運輸設備、抄紙設備、電力・電気設備、食品加工・包装設備、農業機械、印刷機械、紡織機械、船舶、印刷機・複写機・ファクシミリ用ドラム、X線管の合計 70 品目)。
- ■原文は商務部の下記サイトをご参照。

http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202312/20231203463753.shtml

○「『中国の輸出禁止・輸出制限技術目録』の公布に関する公告(商務部・科学技術部公告 2023 年 第 57 号、2023 年 12 月 21 日公布・施行)

「中国技術輸出入管理条例」に基づき、輸出を禁止または制限する技術目録の改訂版。2001年に前記の条例と同時に制定された後、2008年、2020年に続き3回目の改訂となる。この目録に記載される輸出禁止技術は文字通り輸出が禁止されるもので、輸出制限技術は省・自治区・直轄市の商務部門と科学技術部門の許可により輸出ができるものとされている。

- ■今回の改訂目録には、輸出禁止技術 15 業種 24 項目、輸出制限技術 32 業種 110 項目、合計 134 項目が記載され、2020 年の目録の 164 項目から 34 項目が削除、4 項目が追加、37 項目 が修正されている。そのうち、追加または修正された主な項目は、以下の通り。
 - ・輸出禁止技術のうち、希土類の精製・加工・利用技術に、希土類金属の生産技術、希土 類磁石(サマリウム・コバルト、ネオジウム・鉄・ボロン、セリウム)の調製技術、希土 類オキシホウ酸カルシウムの調製技術が追加された。
 - ・輸出制限技術のうち、非鉄冶金技術に、希土類の採鉱・選鉱・精錬技術(輸出禁止技術 とされているものを除く)、希土類抽出剤の合成プロセス・配合、金属材料の希土類改質・ 添加技術が追加された。
 - ・輸出禁止技術に、ヒトに用いる体細胞クローン技術とゲノム編集技術が追加された。
 - ・輸出制限技術に、農作物の品種改良技術、バルク貨物の積み降ろし・輸送技術、LiDAR (自動運転向けセンサー)システムが追加された。
 - ・輸出制限技術とされる無人航空機技術、大型コンピュータネットワーク技術、大型高速 風洞設計・建設技術の技術的要件が修正された。
- ■原文は商務部の下記サイトをご参照。

http://www.mofcom.gov.cn/zfxxgk/article/gkml/202312/20231203462079.shtml

【企業抹消】

○「『企業抹消手引き(2023年改定)』の公布に関する公告」(国家市場監督管理局・税関総署・国家税務総局公告 2023年第58号、2023年12月21日公布・施行)



企業の解散、清算、登記抹消の手続き・条件を説明した文書についての公告。2021年12月に 『企業抹消手引き(2021年改定)』が公告されたが、その後、2022年3月に「公司登記管理 条例」や「企業法人登記管理条例」が廃止され、新たに「市場主体登記管理条例」が施行さ れたことから、改定されたもの。

- ■この文書では、解散の事由、清算における清算組の設立条件・職責、清算の手順、税務局・市場監督管理局・社会保険登記機関・税関における一般の登記抹消と簡易抹消の手続きや注意事項、企業が特別な状況にある場合の取り扱いなどが具体的に説明されている。
- ■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。
 https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/djzcj/art/2023/art_1cda5f346be248e799a3454a93821
 aa3.html

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: https://www.murc.jp



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

	-T D	W LL	2022年					2023年										
	項目	単位	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内	I総生産(GDP)	前年 同期比%	4.8	2.5	3.0	3.0			(1-3月) 4.5			(4-6月) 6.3			(7-9月) 4.9		(-	10-12月) 5.2
固定	資産投資*	前年 同期比%	9.3	6.1	5.9	5.1	I	5.5	5.1	4.7	4.0	3.8	3.4	3.2	3.1	2.9	2.9	3.0
角	9一次産業	前年 同期比%	6.8	4.0	1.6	0.2	-	1.5	0.5	0.3	0.1	0.1	▲ 0.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.2	▲ 0.1
角	第二次産業	前年 同期比%	16.1	10.9	11.0	10.3	-	10.1	8.7	8.4	8.8	8.9	8.5	8.8	9.0	9.0	9.0	9.0
匀	第三次産業	前年 同期比%	6.4	4.0	3.9	3.0	I	3.8	3.6	3.1	2.0	1.6	1.2	0.9	0.7	0.4	0.3	0.4
	生産 ロ価値ベース)**	前年 同月比%	6.5	3.4	3.9	3.6	I	2.4	3.9	5.6	3.5	4.4	3.7	4.5	4.5	4.6	6.6	6.8
	消費財 総額***	前年 同月比%	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	I	3.5	10.6	18.4	12.7	3.1	2.5	4.6	5.5	7.6	10.1	7.4
消費 (CP	者物価上昇率 I)	前年 同月比%	1.1	1.7	2.0	2.0	2.1	1.0	0.7	0.1	0.2	0.0	▲ 0.3	0.1	0.0	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.3
	生産者 価格(PPI)	前年 同月比%	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 1.4	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 4.6	▲ 5.4	▲ 4.4	▲ 3.0	▲ 2.5	▲ 2.6	▲ 3.0	▲ 2.7
輸出	1444	億ドル	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	-	5,063.0	3,155.9	2,954.2	2,835.0	2,853.2	2,817.6	2,848.7	2,991.3	2,748.3	2,919.3	3,036.2
半別 仁	1777	前年 同月比%	15.8	14.2	12.5	7.0	-	▲ 6.8	14.8	8.5	▲ 7.5	▲ 12.4	▲ 14.5	▲ 8.8	▲ 6.2	▲ 6.4	0.5	2.3
輸入	***	億ドル	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	-	3,894.2	2,274.0	2,052.1	2,176.9	2,147.0	2,011.6	2,165.1	2,214.2	2,183.0	2,235.4	2,282.8
干的ノヘ	,,,,,,,	前年 同月比%	9.6	5.7	4.1	1.1	-	▲ 10.2	▲ 1.4	▲ 7.9	▲ 4.5	▲ 6.8	▲ 12.4	▲ 7.3	▲ 6.2	3.0	▲ 0.6	0.2
貿易	収支***	億ドル	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	-	1,168.9	881.9	902.1	658.1	706.2	806.0	683.6	777.1	565.3	684.0	753.4
	直接投資	億元	-	7,233.1	10,037.6	12,326.8	1,276.9	2,684.4	4,084.5	4,994.6	5,748.1	7,036.5	7,667.1	8,471.7	9,199.7	9,870.1	10,403.3	11,339.1
(実行	行べース)* ^(注)	前年 同期比%	П	17.4	15.6	6.3	14.5	6.1	4.9	2.2	0.1	▲ 2.7	▲ 4.0	▲ 5.1	▲ 8.4	▲ 9.4	▲ 10.0	▲ 8.0
外貨	準備高	億ドル	31,880	30,713	30,290	31,277	31,845	31,332	31,839	32,048	31,765	31,930	32,043	31,601	31,151	31,012	31,718	32,380
都市	部調査失業率	%	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.6	5.3	5.2	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0	5.0	5.0	5.1
	自動車	万台	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	164.9	197.6	245.1	215.9	238.2	262.2	238.7	258.2	285.8	285.3	297.0	315.6
販売	台数	前年 同月比%	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 35.0	13.5	9.7	82.7	27.9	4.8	▲ 1.4	8.4	9.5	13.8	27.4	23.5
	担当者指数	製造業	-	_	_	-	50.1	52.6	51.9	49.2	48.8	49.0	49.3	49.7	50.2	49.5	49.4	49.0
(PM	I)	非製造業	-	_	-	-	54.4	56.3	58.2	56.4	54.5	53.2	51.5	51.0	51.7	50.6	50.2	50.4

^{*:} 年初からの累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

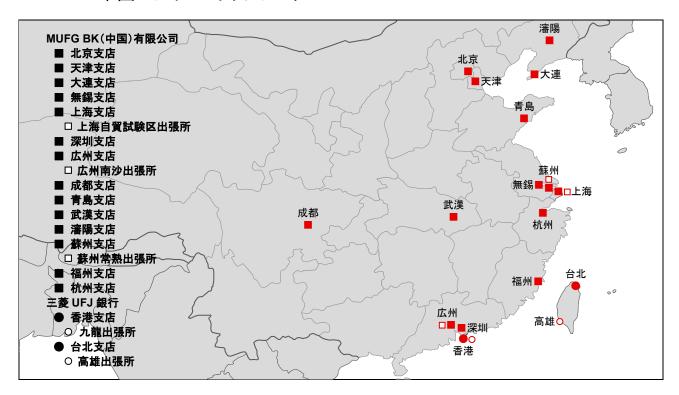


^{**: 2} 月は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。 ***: 2 月は 1-2 月の累計ベース。

⁽注) 商務部の 2022/7/29 の発表によると、2022 年 6 月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022 年 6 月から 2023 年 5 月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

MUFG BK 中国月報(2024年2月号)

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天津 支店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海 支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開発区東南大道333号科創大厦12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

1		852-2823-6666 852-2823-6666
	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階·9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881



MUFG BK 中国月報(2024年2月号)

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集: 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2024年2月16日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本 文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法において も、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

